セッションH「福祉国家の思想史：橋本努『自由原理』を読む」事後報告

世話人：斉藤尚（北海道大学）

報告者：田中拓道（一橋大学）

田中将人（早稲田大学）

寺尾範野（早稲田大学）

討論者：橋本努（北海道大学）

本セッションは、橋本会員の近著『自由原理：来るべき福祉国家の理念』（以下、本書と記す）を参考にしつつ、福祉国家を基礎づける理念とは何かを問題とした。参加者は報告者を含めて22名であった。

まず報告者三名の報告がなされた。

寺尾範野会員は本書の要約をしつつ、主に以下の四点について質問をした。第一に、本書第一章の内容に関して、橋本会員は本書のリベラリズムの基本理念としてマルクス的な卓越主義を重視する。この問題を障碍者の支援という問題関心に引き付けて考察すると、障碍者の能力開花を発揮する場として、市場以外にどのような場を想定しているのかが不明である。

第二に、本書第二章の内容に関して、橋本会員はセンやヌスバウムのケイパビリティ概念とは異なる「潜勢的ケイパビリティ」の概念を提示する。このケイパビリティは、個人の器としての実現可能な集合をあらかじめ規定せず、すべての個人に無限にもつものと規定される。このようなケイパビリティを障碍者が達成できるのかという問題を考えた時、本書では「障害の社会モデル」と親和的な「機能的等価物としてのケイパビリティ」を提示し、それの実現により障碍者は健常者が平等な機能をもつことができるがゆえに、「潜勢的ケイパビリティ」の実現の手段として位置づける。だが、他方で橋本会員は「潜勢的ケイパビリティ」を障碍者個人の身体の内的次元（「障害の医学モデル」）で捉えているようにみえ、そこには理論的な齟齬が残る。

第三に、本書第三章・第四章の内容に関して、橋本は「リバタリアン・パターナリズム」を提示し、合理性や意思決定の判断を政府に支援ないしは「ナッジ」してもらう可能性を開く。その人間像は限定的な理性をもつと想定されており、障碍者と理性的な健常者という境界を薄める人間像であり、障碍者支援につながりやすいという利点がある。他方で、障碍者支援を行う専門家の地位が下がるという問題点がある。

　第四に、本書第五章の内容に関して、橋本は「自生的な善き生」という概念を提示する。この概念は自らの善について知らないこと・回顧された生を送ることなどの四つの条件に基づくが、それらの条件は従来のリベラリズムが想定する人間像ではなく、共同体主義やケア倫理のそれに当てはまると考えられる。

　結論として、本書は障碍者を包摂する福祉国家理念を提示しうるが、それが「リベラルな福祉国家」とは言えないのではないかという問題が残る。

　田中拓道会員からは以下のようなコメントがなされた。第一に、本書のキーコンセプトである「潜勢的可能性としてのケイパビリティ」は、ヌスバウムのケイパビリティ論にある「生成」という概念、センのケイパビリティ論にある自己の器（capacity）を越えた試行錯誤という考え方から導かれたとされている。しかし、ヌスバウムやセンの議論はあくまで基礎的なケイパビリティの保障を主張したもので、そこから無限の「潜勢的可能性」という概念が導かれるわけではない。「潜勢的可能性」を無限に増殖させることが福祉の優先的な目的となるという本書の主張は、何を根拠として導かれ、どのように正当化されているのだろうか。

　第二に、第5章のウェルビイング論を踏まえると、社会全体で「潜勢的可能性」の総量を拡張することが福祉の目的であるように見える。しかし、社会全体の発展のために個人の福利を位置づけるよりも、ロールズの言うように、個々人を不可侵な尊厳を持つ存在と規定し、その尊厳を保障する手段として社会の発展や経済成長を位置づける方が、福祉の原理として優れているのではないか。

　第三に、本書はリバタリアン・パターナリズム論を援用し、官僚がナッジを創造的に活用し、個人を優れた選択主体となるよう導くべきだとしている。ナッジ論の問題点は、ナッジを活用する目的について同意を調達するプロセスが不明確であることにある。本書の場合、ナッジの恣意的な活用を抑止する原理が不在で、個人にはオプトアウト（離脱）の自由もはっきりと認められていないように見える。

　全体として、本書の主張するような「潜勢的可能性としてのケイパビリティ」の無限の増殖よりも、基礎的なケイパビリティの保障という考えの方が、福祉の原理として優れているのではないか。

　田中将人会員からは以下のコメントがなされた。橋本会員は本書の人間像として「自律していないものたち」を想定し、自律した理性的な人間像を想定するロールズと対比する。他方で田中会員によれば、ロールズはそこまで自律した個人を想定しているわけではなく、ある程度の許容範囲を認めている。双方の相違点としては、一方でロールズに代表されるリベラリズムは個人の人格の不透明性を認めるが、橋本会員の「リバタリアン・パターナリズム」は個人の精神への介入を容認するがゆえに、消極的自由を侵害する可能性があるという点である。

　次に、アスリート・モデルに関して、橋本会員の卓越主義リベラリズムに対する疑問点としては、第一に、優れた芸術やスポーツに内在的価値があると認めると、それ以外の活動が奨励されなくなるという点である。第二に、政府が支援すべき「あこがれ」の基準は何か、第三に、アスリート・モデルは公共的正当化テストをパスできるだろうかという点である。

　最後に、本書は卓越した市民であることを目指すユートピア論と位置付けられる。この点に関して、これまでユートピア論は市民のユートピアと人間のユートピアの対立が論点とされてきた。本書にはこのような対立に関する検討はなされていないが、人間であることを目指すユートピアのビジョンとの対立、市民と人間という二つの生の対立をどのようにとらえているのか。

　次に、橋本会員からは以下のような応答がなされた。田中拓道会員に対しては、自分はセンやヌスバウムの思想に基づいているのではなく、それらを批判的に検討し、新たな概念を提示している。また思想史的に検討した場合、個人の不可侵な権利に基づく福祉国家論はそれほど共通理念として合意を得ているわけではない。ナッジの合意プロセスについては、事前合意ではなく事後評価が必要である。最後に権利保障のモデルにおいては、基本的なケイパビリティの保障に対する予算配分をどのように正当化しうるのかという疑問が残る。

　寺尾会員に対しては、障碍者の活動の場としてはパラリンピックなどが代表例であり、議論の上、自治体レベルなどで検討する。障碍者の内的な成長に社会関係が含まれていないという点は重要な点であり、より詳細な議論が必要である。また共同体主義の側面があることについては、その側面がリベラリズムの対立軸であるか、それを支えるものであるかは論争の余地がある。

　田中将人会員に対しては、本書は消極的自由に基づく福祉国家理念とは異なるが、アスリートや芸術家に対する予算配分を正当化しうるというメリットがある。あこがれの基準には事前同意の必要がなく、試行錯誤をつうじて事後評価をするべきである。公共的正当化は事後評価の説明責任によってパスしうる。最後にユートピア論に関しては、自らの人間観としては、市民と人間のあいだにある社会的人間像を想定している。それは孤立しながらつながっている個人であり、東洋的、禅的な人間像である。

　続いて、報告者から討論者のコメントへの応答がなされた。田中拓道会員は、卓越の支援は平等の保障に役立つのに限っては正当化される。そのため手段と目的が逆であると述べた。寺尾会員は、橋本会員はケア倫理とリベラリズムの接合の可能性を探ると述べるが、リベラリズムは抽象的な全体のシステムを構築するが、ケア倫理は特定の個人のあいだの支援や倫理を検討するため、それは困難であると述べた。田中将人会員は、芸術への支援に関しては、現実的な予算配分はすでになされているから、それに対する公共的議論によって正当化しうると考えると述べた。

最期に、フロアとの質疑応答がなされた。藤田奈々子先生（非会員）から、本書の問題としてケイパビリティ、リバタリアン・パターナリズム、ウェルビイングという三つの柱があるが、この三つの柱はどのように関連するのかという質問がなされた。これに対して橋本会員は、無知なる人間も善き生を目指しうるという点から、そのやり方はポテンシャルの気づきを与えて、理性では捉えられない善き生「システム１」を刺激することが必要であり、無知なる人間が善き生を目指すために、どのような指標ウェルビイングが必要かという議論をしていると答えた。新村聡会員は、ケイパビリティ概念を拡張する橋本会員の議論は、人々の合意をどう得るのかという点が難しいが、文化政策に対しては、それを支援することがベイシックニーズとなるという人々の合意があるのではないかと質問した。これに対して橋本会員は、ベイシックニーズとして芸術を擁護するとかなり限定的になると答えた。

以上のように、本セッションは福祉国家の基本理念をめぐる様々な論点に関して積極的な意見交換がなされ、大変有意義なセッションであった。